

## 区域指定の際に既に行われている工事の届出書作成要領

規制区域指定の際に既に行われている宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する一定規模の工事（注1）は、法第21条第1項に基づき、その指定があった日から21日以内（令和6年4月22日（月）まで）に次の要領で届出書を作成し、申請窓口へ次表の部数を提出してください。

注1：旧宅地造成工事規制区域内において、区域指定前に都市計画法に基づく開発許可及び宅地造成等規制法の許可を受けたもの及び許可を要しない工事に該当するものは除きます。

表1 届出書提出部数

区分		届出部数
届出書提出部数	正本	1部
	副本	1部
	合計	2部

届出が必要な宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の規模は、次のとおりです。

表2 届出の必要な工事の規模

区域	行為	届出（省令第52条）	提出期日
宅地造成等 工事規制区域	宅地造成	①盛土で高さが1mを超える崖を生ずるもの ②切土で高さが2mを超える崖を生ずるもの	区域指定があった日から 21日以内 （令和6年4月22日 （月）まで）
	特定盛土等	③盛土と切土とを同時に行い、高さが2mを超える崖を生ずるもの （①、②を除く） ④盛土で高さが2mを超えるもの（①、③を除く） ⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超え、かつ、厚さが30cmを超えるもの（①～④を除く）	
	土石の堆積	①最大時に堆積する高さが2mを超え、かつ、面積が300㎡を超えるもの ②最大時に堆積する面積が500㎡を超え、かつ、厚さが30cmを超えるもの	

※二次造成地における切土で高さが1m超となる場合は、地山に対して1m超の盛土がされたものとして取扱い、許可が必要となります。ただし、地山の切土であることが確認できる場合は協議の対象となります。

## 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出書作成にあたっての留意点

- ①「工事施行者住所氏名」
  - ・工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載して下さい。
- ②「工事をしている土地の所在地及び地番」
  - ・工事をしている土地について、地番までそのすべてを記載して下さい。（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載して下さい）
  - ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載して下さい。
- ③「工事をしている土地の面積」
  - ・届出に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。
- ④「盛土のタイプ」
  - ・盛土のタイプは次の分類から選択して下さい。（複数選択可）
  - (1) 平地盛土：勾配1／10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
  - (2) 腹付け盛土：勾配1／10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
  - (3) 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土
- ⑤「盛土又は切土の高さ」又は「土石の堆積の最大堆積高さ」
  - ・最大高さを記載して下さい。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入して下さい。
- ⑥「盛土又は切土をする土地の面積」又は「土石の堆積を行う土地の面積」
  - ・届出の対象となる土地の面積、即ち、盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積の合計となります。

※届出書に係る事項を変更しようとする場合は、申請窓口にご相談ください。当初届出の計画と比べて、土量、面積等が法第12条に基づく許可を要すると判断される場合は、許可の申請が必要となります。

※届出内容と現地に相違がある場合や災害防止のため必要な場合は、是正措置を命令することがあります。

## 届出に必要な書類

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出に必要な図書は、次のとおりです。  
なお、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

- ① 届出書（様式第15、様式第16）
- ② 委任状（代理人が手続を行う場合）
- ③ 位置図
- ④ 付近の状況を明らかにする写真
- ⑤ 地形図
- ⑥ 現況図
- ⑦ 土地利用計画図
- ⑧ 造成計画平面図
- ⑨ 造成計画断面図
- ⑩ 土地の求積図
- ⑪ 盛土・切土の求積図
- ⑫ 土量計算書
- ⑬ 他法令許可書の写し・工事写真等